

# 財産権の概念と定義に関する考察 (1)

中 村 竜 哉

## 目 次

はじめに — 本稿の目的 —

1. 財産権の概念
2. 経済学における財産権理論の特徴
3. 「財産権を創造・確立，維持・強制する」とは
4. 法的財産権と経済的財産権の区別
5. 財産権と契約，法律の関係
6. 所有とは

おわりに — 本稿をまとめて —

## はじめに — 本稿の目的 —

財産権の概念を使って経済事象を分析する手法を財産権理論（あるいは財産権アプローチ）という。財産権理論が経済事象の分析に利用されたはじめての研究は F. Knight (1924) である<sup>1)</sup>。この分析では，政府が共有財産となっている道路を私的財産とすれば共有財産の浪費（あるいはレントの浪費）がなくなるという結論に至っている。30年後に H. S. Gordon (1954) が財産権理論を使って共有財産となっている漁場のレントの浪費問題を分析し，これを私的財

---

1) 最近，日本で出版された財産権理論や不完備契約理論，法と経済学に関する研究書において，経済事象の分析にはじめて財産権という概念を使った研究はコースの定理であると主張しているのが見られる。例えば，宍戸・常木 (2004) や中泉 (2004) を見よ。本稿では，それは Knight (1924) の分析であると主張する。

産とすれば問題が解決するという同じ結論を得ている。R.H.Coase (1959) ではラジオの周波数の混線問題, R.H.Coase (1960) では公害のような外部性の問題がそれぞれ財産権理論で分析され, ラジオの周波数や公害のような外部性を与えるものに財産権を設定して私的財産とすれば問題は解決されるという同じ結論に至っている。

Knight (1924), Gordon (1954), Coase (1959) (1960) において利用された初期の財産権理論は, 1980年代後半以降に登場した S.J.Grossman & O.D.Hart (1986) (1987), O.D.Hart (1988a) (1988b) (1989) (1993), O.D.Hart & B.R.Holmstrom (1987), O.D.Hart & J.Moore (1988) (1990) (1991), O.D.Hart & J.Tirole (1988) (1990) 等の財産権理論とは大きな違いが見られる。それは, 前者では財産権が完全に定義されている状態かそれが全く存在しない状態のみが前提とされているが, 後者ではこれらの中間状態, つまり財産権が不完全にしか定義されない状態を考慮している点である。この意味において, 前者の財産権理論をオール・オア・ナッシング (all or nothing) の財産権理論という。財産権が不完全にしか定義されない状態では残余財産権が設定されることになるので, 後者の財産権理論を残余財産権理論あるいは不完備な契約理論という。

本稿の目的は, 財産権とはどのような権利なのかという問題と財産権の概念は経済事象の分析にとってどのように有効であるのかと言う問題を検討することにある。このために本稿は6つの節を設けている。1節では財産権という概念が人類史上いつ登場したのかという問題と, 財産権, 所有権, プロパティライツという用語法についての問題を検討する。2節では1920年代のオール・オア・ナッシングの財産権理論から現在に至る財産権理論をサベイシ, 財産権の定義の特徴についてまとめる<sup>2)</sup>。この作業によって本稿で強調すべき指摘点を

---

2) オール・オア・ナッシングの財産権理論のうち Coase (1959) (1960) に関するサベイシは中村 (2000) で行ったので, 本稿では Knight (1924) と Gordon (1954) の分析のみを取り上げる。また, 残余財産権理論のサベイシについては中村 (1997) を見よ。

見いだした。それは、法律学と経済学の領域で論じられる財産権の定義には大きな違いが見られるということである。それぞれの領域における財産権の定義を法的財産権、経済的財産権と呼ぶ。これらの相違点に関しては4節で詳しく取り扱うことにする。3節では、財産権がいつどのように創造・確立、維持・強制されるかという問題を検討する。5節では財産権と契約、法律の関係を検討し、経済分析における権利と契約、法律の役割について考察する。6節では、財産を所有することと財産権を保有することの違いについて検討する。おわりには、各節のまとめを踏まえてはじめに述べた2つの問題に対する結論を指摘する。

## 1. 財産権の概念

### (1.1) プロパティ・ライツと財産権

ここまでですでに property rights という英語表記の訳語として財産権という用語を使ってきた。しかし、property rights をプロパティ・ライツと訳している和文献もある。例えば、丹沢 (2003) である。ここでは、財産権は日本国憲法で規定されており、他方、所有権は民法的な概念として使用されているが、英語ではどちらの用語も区別されずに property rights であるので、財産権ではなくてプロパティ・ライツという訳語を使うべきであると主張されている。丹沢 (2003) が参考に行っている森村 (1995) ではプロパティ・ライツと財産権、所有権の用語の違いについて次のように説明されている。

「たとえば英語では、財産権を指すために “property rights” といい、所有権を指すために “ownership” ということもあるが、これらをすべてひっくるめて “property” が用いられることも多い。“property” はさらに、「(個人の) 固有の属性」という意味も持っている。」(森村 (1995), p.5)

「日本の法体系上、所有権は民法において物権の1つという地位を与えられ、「所有

者は法令の制限内に於て自由に其所有物の使用、収益及び処分を為す権利を有す」と総括的に規定されている。そして財産権は基本的人権の1つとして憲法29条で……規定されている。またこの財産権は……職業選択の自由とあわせて、「経済的自由」の名で総称されて、思想の自由などの「精神的自由」と対比されることが多い。」(森村(1995), p.3)

「私は……, 「財産権」を「所有権」よりも広い意味で用いる。日本民法でいう「所有権」と日常的な意味での「所有権」とは別の観念だが、ともかく両方とも対象物への強い支配権を意味する。これに対して「財産権」は財産への権利すべてを意味するが、債権よりも物権を指すことが多い。」(森村(1995), p.5)

「日本民法206条は所有権を「法令の制限内に於て自由に其所有物の使用、収益及び処分を為す」権利と規定しているが、これは代表的な内容を例示しているにすぎない。」(森村(1995), p.7)

「私はオノレのあげた要素 [=T.Honore (1987) において指摘されたりベラルな所有権が場所や時代を通じてもっている共通な11の要素] の中で① [=占有する権利—これは占有すなわち排他的な物理的支配への権利であって占有による権利(日本民法でいう占有権)とは違う] と② [=使用する権利] と⑥ [=安全への権利—その物を没収されないという地位] が日常的な意味での所有権の最も核心的な要素だと思う。」(森村(1995), p.8, [ ] 内は筆者の追加による)

上の引用文を要約すると次のようになる。

- (1) 日本の法体系における財産権と所有権は, property rights と ownership と必ずしも一致してはいない。
- (2) 日本の法体系における財産権は憲法で規定された基本的人権の1つであり, 財産, 特に物権に対する権利すべてを意味する。

- (3) 日本の法体系における所有権は民法で規定された物権の1つであり、法令の制限内で所有物を使用・収益・処分する権利である。しかし、この定義は日常的な意味での所有権に関する代表的な内容を例示しているに過ぎない。
- (4) 日常的な意味での所有権は、排他的な権利とこれを使用する権利、没収されない権利をもつ。
- (5) property rights は ownership の意味を含むこともあり、前者の概念は後者のそれよりも広い。

後述するが、森村（1995）による日常的な意味での所有権の定義は経済学における property rights の定義と一致している。しばらくの間、便宜的な理由から、日本国憲法で規定されたような財産への権利すべてを意味するとする財産権を広義の財産権、プロパティライツ（＝日常的な意味での所有権）が意味する財産への排他的な権利・使用する権利・没収されない権利を狭義の財産権と呼ぶことにする。

## (1.2) 自然権としての財産権

広義の財産権、狭義の財産権とはどのような権利であろうか。これらの権利はいつ登場したのであろうか。これらの問題に関しても森村（1995）が参考になる。

「[広義の] 財産権は……ほとんど人間社会の成立と同時に成立した、あらゆる権利のうちで最も古くから認められている、ある意味では最も自然な権利の1つです。」

（森村進（1995），p. iii，[ ] 内は筆者による）

「私は [広義の] 財産権のすべてではなくてもその中核的なものが、〈個人は自分の身体への排他的な支配権を持っている〉という、前国家的な自然権としての自己所有権の観念によって説明され正当化されると考えています。」（森村進（1995），p. iv，[ ] 内は筆者による）

「[国家の有無にかかわらず人類共通に認められるべき権利である] 道徳的・前国家的権利は伝統的に「自然権」と呼ばれてきた。」(森村進 (1995), p.4, [ ] 内は筆者による)

「ロック (1690) は「各人は等しく独立に自分の身体や生命や自由への権利を持つ」と言う、今日「自己所有権」と呼ばれている思想を利用して、第5章「所有について」では、自然の産物や土地を含む天然資源の個人による専有を正当化した。まだ誰の所有物にもなっていない外物に自分の労働をまぜてその価値を増加させた者は、正当にその対象を所有するというのである。かくして専有による財産権も、自己所有権の延長として正当化された。」(森村 (1995), p.19)

「ロックの『統治論』、特にその第2篇第5章に見いだされる私的所有権正当化論の中には次の4つの別々の根拠が混在している。①価値の創造－自分の労働によって価値を創造した人は、その価値ある物を所有する権利がある。……。②功績－労働はつらく苦しいものだから、労働した人は自分の苦勞に応じた財産をその報酬として受けるに値する。③人格の延長－自然の資源に労働を投入した人は、その対象物を自己の人格が延長したものとして正当に所有する。……。④生存と繁榮－各人が生存・繁榮するためには、また全体として人類が繁榮するためには、人が自然の資源を専有できなければならない。」(森村 (1995), pp.44-45)

「(広義の自己所有権の) 正当化は、ロックが例にあげていたような、耕作による無主の土地の専有や狩猟による野生動物の獲得といった典型的な無主物先占にあてはまるだけでなく、市場における価値創造的活動にもあてはまる。たとえば企業家は、他の人々が見遇っていた利潤のチャンスを発見し活用することによって利益を作り出す。」(森村 (1995), p.48)

「私は自己の身体や自由への権利を「狭義の自己所有権」と呼び、そして狭義の自己所有権とそこから導出される財産権とを総称して「広義の自己所有権」と呼ぶこ

とにする。」(森村 (1995), p.19)

以上の引用文をまとめると次のようになる。

- (6) 広義の財産権は、国家が成立する前に人類の登場とともに存在した自然権の1つである。
- (7) 広義の財産権はロックの自己所有権とこれから拡大される権利とによって正当化される。ロックの自己所有権とは個人は自分の身体に対する排他的な支配権をもつというものである。これから拡大される権利は人格の延長と価値の創造によって正当化される。前者は誰の所有物でもない天然資源に自分の労働を加えて価値を増大させた者はその対象物を所有する権利があるというものである。後者は労働によって新たに価値を創造した者はその価値ある対象物を所有する権利があるというものである。

D. W. Allen (1998) は森村 (1995) と似て非なる指摘を行っている。

「プロパティ・ライツに関する最近の議論はジョン・ロックにまでさかのぼる。彼によると、権利は国家が存在する前に存在し、国家とは独立しており、人類に対して自然に与えられたもの、贈り物である。Blackstone [(1803)] によれば、財産権はいかなるコントロールも干渉も受けずに、取得物を自由に使用し、享受し、処分することができ、ただ土地の法律によってのみセーブされる。2人のどちらのケースでも、この定義は神が法律のどちらかによって与えられた絶対的な権利水準であり、取引・保護・バイオレトされる。」(Allen (1998), p.107, [ ] 内は筆者の追加による)

この指摘には、プロパティ・ライツ (=狭義の財産権, 日常的な意味での所有権), 広義の財産権, 所有権の用語法や定義の違いと, 広義と狭義の財産権がいつ登場したかのという問題に対する答えが隠されている。次のように整理

することができる。

- (8) 財産への権利すべてを意味する広義の財産権は人類の登場とともに存在した自然権である。これは国家の成立以前にも存在した。
- (9) これに対して、プロパティライツ(=狭義の財産権)は財産を自由に使用・享受・処分する権利であり、神か法律のどちらかによって与えられた絶対的な権利である。この権利は神か法律のどちらかによって創造され、維持され、変更・廃止される(4節で述べるように、このように定義された財産権を法的財産権という)。
- (10) プロパティライツが設定された財産に対しては、権利の保有者の了解がないときには他人はいかなる干渉もコントロールもできず、広義の財産権が想定するような権利すべてを主張することはできない。

### (1.3) 1節の結論

1節では財産権という概念が人類史上いつ登場したのかという問題と、財産権、所有権、プロパティライツという用語法についての問題を検討してきた。上の(1)から(10)の引用文のまとめをさらに整理すると、以下のような結論を得る。

- (a) 日本の法体系において、財産への権利すべてを広義の財産権、財産への排他的な権利・使用する権利、没収されない権利を狭義の財産権と呼ぶ。
- (b) 英語の property rights, あるいはその訳語であるプロパティライツはこれらのうち狭義の財産権を意味している。また、これは日常的な意味での所有権を意味する用語でもある。
- (c) 広義の財産権は人類の登場とともに存在した自然権である。これは、ロックの自己所有権とここから拡大される権利とによって正当化される。
- (d) 狭義の財産権(=プロパティライツ, 日常的な意味での所有権)は、神か法律のどちらかによって創造され、維持され、変更・廃止される。そして、権利の保有者の了解がなければ他人はこの権利を使用できず、広義の財産権



が想定するような権利すべてを主張することはできない。

- (e) 財産権の理論では狭義の財産権 (=プロパティライツ, 日常的な意味での所有権) を単に財産権と呼んでいる。本稿でも特別に断りが無い限り, この意味で財産権という用語を使用することにする。

## 2. 経済学における財産権理論の特徴

### (2.1) オール・オア・ナッシングの財産権理論

財産権の概念が経済分析に利用されたのはじめての研究は Knight (1924) であるとみなされている。例えば, Y.Barzel (1997) は次のように述べている。

「つい最近まで, 多くのエコノミストは経済問題を分析する際に財産権のフレームワークを明示的に採用してはこなかった。最も初期のそして最も有名な例外は Knight (1924) による社会コストの議論である。道路の使用に関する分析において, 彼は資源配分の際の所有の役割について明白に示している。」(Barzel (1997), p.89)

Knight (1924) に続いて財産権の概念が経済分析に利用された研究は Gordon (1954), Coase (1959) (1960) である。S.N.Cheung (1970) (1992) は次のように述べている。

「レントの浪費というテーマは, A.C.Pigou (1920) の示した2つの道路の例を Knight (1924) が見事に批判した初期の研究に暗示されている。そこでは私的財産権が明らかに欠如していることが指摘されている。30年後に, Gordon (1954) は共有財産資源である大洋の漁場で明らかに行われている浪費を分析した。5年後に, レントの浪費に言及せずに, Coase (1959) はラジオの周波数の権利が叙述されていない現実を研究し, 市場取引には排他的権利が重要であるという結論に達した。」(Cheung (1992), p.50)

「Coase (1960, p.16) によれば、社会的コストの問題が発生するのは排他的権利がないときか、それがあっても特に契約が叙述しにくく、当事者が一致したものとそうでないものを書く試みが長くて高度なドキュメントを必要とするときである。」  
(Cheung (1970), p.66)

上の2つの引用文にあるように、初期の財産権理論では財産権の排他性が重要視されていることがわかる。さらに付け加えて、Barzel (1997) は初期の財産権理論には次のような特徴があることを指摘している。

「財産権は現存して完全にうまく定義されているか全く存在しないかのどちらかであると仮定され、権利が不完全にしか定義されない中間状態の存在を無視している。」  
(Barzel (1997), p.89)

不完全な財産権を考慮しないという意味において、初期の財産権理論はオール・オア・ナッシングの財産権理論と呼ばれている。

以下では、ナイトとゴードンの研究をサベイしてみよう。

### (2.1.a) ナイトの研究

Knight (1924) では、Pigou (1920) における2つの道路を例として、「所有の社会的機能という概念を導入して社会的生産物と私的生産物の差を解説したこと」(Cheung (1970, p.66)) に特徴がある。Pigou (1920) の2つの道路の例とは次のようなものである。

「A 地点から D 地点につながる2つの道路 ABD と ACD があるとする。自然のままにしておけば、2つの道路に沿って走行する代表的な車の運転に関する困難さが等しくなるように、交通量は分散されよう。しかし、ある環境では何台かの車をルート B から C に移すことによって、C を運転する際の困難さがやや増えるだけで B を運転する際の困難さをかなり軽減できるかもしれない。このような環境では、差別

的にBに課税することで自然な状態よりも優れた人工的な状態を創り出すことができよう。」(Pigou (1920), p.194)

このような分析に対して、Knight (1924) は次のように批判する。

「ピグーのロジックの弱点は、経済学の理論によく見られるものと一緒であり、本質的に諸仮定が現実の経済状況とかけ離れていることである。競争条件の最も本質的な特徴は、…実際に重要な生産要素が私的に所有されているという点である。2つの道路が私的に所有されて利用されているならば、想像上の税によって確立された理想的な状況が通常の経済的な動機を通してもたらされるであろう。」(Knight (1924), pp.586-587)

Knight (1924) の分析の特徴は次の通りである。

- (1) 道路 ABD と ACD が私的に所有されているときには、道路の所有者が通行料金を設定することでピグーが考えたような理想的な状態に現実を導くことができる。
- (2) Barzel (1997) は Knight (1924) において財産権の概念が経済分析に利用されたと記しているが、実は Knight (1924) には上の引用文のように財産権という用語が明示的に登場するわけではない。道路を私的に所有するという考え方の背景に、道路という財産に権利を排他的に設定するという考え方があるということなのである。(このような事情は Gordon (1954) でも Coase (1959) (1960) でも同じである。)

#### (2.1.b) ゴードンの研究

Gordon (1954) は、公共領域 (public domain) にある海域での漁業に関する共有財産の問題を分析し、次のように指摘している。

「各漁場はそれぞれユニークなものとして取り扱われる。同じ意味において、土地の一区画は他とはシェアされない1つの特徴、つまりロケーションをもっている。」(Gordon (1954), p.129)

「大洋の漁場において、自然資源は私的財産ではない。したがって、それが与えるレントは誰にも割り当てられてはいない。個々の漁師は大洋の海底に対して法的な資格をもっていない。彼らは多少なりとも望む場所で漁ができる。この結果、漁師間に競争が生じ、限界のレントは消えていく。」(Gordon (1954), pp.130-131)

「共有財産となっている自然資源はフリー・グッズであり、社会にとっては希少財である。私的な搾取が規制されていないときには、これらはレントを生まない。つまり、これらを私的財産か公的な（政府の）財産にするという手段によってのみレントは生まれる。どちらのケースにおいても統一された命令力によって支配されている。」(Gordon (1954), p.135)

Cheung (1970) はゴードンの研究が財産権理論に与えた影響について次のように述べている。

「漁場が私的に所有されるときには、レント（所得）の権利は排他的となり、契約上の取り決めによってレントは漁師の私的コストとなる。……。漁業権が排他的ではなく、漁師の間に衝突がないときには、レントは残余となり、漁師等は他人の背後に残された部分を最大化しようとする。」(Cheung (1970), p.59)

上の引用文を少し説明を加えながら要約してみよう。

- (3) 財産権が設定されていない海域では、早く多くの魚を捕った漁師が儲かるのでレントの浪費問題、つまり共有財産の問題が生じる。
- (4) 海域では一区画毎に海底の地形が異なり、また他の要因も異なるので生息

する魚等の種類と数が異なる。したがって、一区画毎に財産権が設定されることで共有財産の問題は解決される。しかし、実際には一区画毎に財産権を設定することは無理であるので、それはある広さをもった海域毎に設定される。

- (5) 設定された財産権は排他性を有していなければならない。
- (6) 海域を私的財産か公的財産にすることで、魚等の希少資源が浪費される共有財産の問題は解決されると考えられる。

### (2.1.c) ナイト, ゴードン, コースの研究と財産権理論

Barzel (1997) はナイトとゴードンの分析を次のようにまとめている。

「ナイトとゴードンが意図していることは、政府が道路と漁場を私的財産とすれば、それらに関連する共有財産の浪費がなくなるということである。このような見解は、商品が一面的である、つまり所有されるかされないかのどちらかであるならば受け入れられる。」(Barzel (1997), pp.89-90)

J.Umbeck (1977) はナイト, ゴードン, コースの研究で得られた結果について次のようにまとめている。

「長い間、希少資源が存在するときに排他権がないと、希少資源からの所得は浪費される傾向にあると考えられる。」(Umbeck (1977), p.198)

「3つの重要な結論がある。第1に排他権がないときには、非排他的資源に帰属する所得は浪費される傾向にある。……。第2に、この浪費のため、ある程度の労働を排除して土地の財産権を確立することから潜在的なゲインが得られる。……。第3に、財産権を確立することによる潜在的なゲインは土地の生産性ととも増加する。」(Umbeck (1977), p.199)

上で見たように、Knight (1924), Gordon (1954), Coase (1959) (1960) によるオール・オア・ナッシングの財産権理論では、共有財産の問題を解決するためには、道路や漁場、ラジオの周波数、外部性の原因を与えるものに財産権を設定する必要があるという同じ結論に達している。財産権の設定には財産権の創造・確立、維持があるが、オール・オア・ナッシングの財産権理論では財産権の維持、特にその排他性を強調していることに共通の特徴が見られる。

当時、主流であった新古典派経済学と比較した場合、初期の財産権理論のもう1つの特徴がはっきりとする。それは、前者では市場で取引されているものは財・サービスであるが、後者では財・サービスの財産権であると考えられている点である。この特徴は、H. Demsetz (1964) (1967), A. A. Alchian & W. R. Allen (1967) の次のような叙述にはっきりと見られる。

「よく知られているように、価格は資源が最も望まれているところに向かう道しるべとして役立つ。加えて、これらの価格での財の交換性は人々にこれらの道しるべに従わせるインセンティブを与える。しかし、価格メカニズムに分析を集中することで我々は取引されるものについての詳しい検討から目をそむけることとなった。」

(Demsetz (1964), p.17)

「取引が市場で行われるとき、2つの財産権の束が交換される。権利の束は物的な財・サービスに付随しているが、交換されるものの価値を決定するのは権利の価値である。」(Demsetz (1967), p.31)

「我々は財それ自体を交換してはいない。これらの財の権利を交換しているのである。」(Alchian & Allen (1967), p.130)

上の引用文は次のように要約できる。

- (7) 新古典派経済学では市場で取引されているものは財・サービスであると考  
えられている。これに対して、初期の財産権理論ではそれは財・サービスの  
財産権である。

## (2.2) 経済学における財産権の定義

表1は、Knight (1924), Gordon (1954), Coase (1959) (1960) 以降、  
財産権という用語を明示的に記した経済学のテキストや研究論文をサベイし、  
その中から財産権を定義した叙述をまとめたものである。この表から次のよう  
な特徴が読みとれる。

- (8) 財産権という用語を明示的に記したはじめての経済学の文献は Alchian &  
Allen (1964) である<sup>3)</sup>。ここですでに財産権の排他性が強調されている。
- (9) かなり初期の段階で、財産権は財産そのものの権利というよりも、財産を  
使用する人間の間で取り決められた権利であり、財産権は人間の行動やイン  
センティブに影響を与えることが認識されている。
- (10) 財産権は人間が希少性を有した資源（あるいは財産、経済財）を使用する  
権利であり、使用する能力であると定義されている。
- (11) 財産権は譲渡性と財産から所得を引き出す能力を有していなければならない。  
い。

ここでいう譲渡性は次の内容を意味している。

「譲渡性は、他人と相互に承認した条件で財産権を交換する権利である。強い意味  
では、それは買い手と売り手の承認だけを必要とする条件での交換性である。第三  
者は条件を課すことはできない。弱い意味では、第三者によって設定された価格で

---

3) Cheung (1992, p.63) によると、Alchian が経済学における財産権理論の父と  
呼ぶべき存在であり、Alchian & Allen (1964) において初めて明示的にこの概  
念が記されたという。

表1 財産権の定義と説明

研究	財産権の定義・説明
A. A. Alchian & W.R.Allen (1964)	「私的財産権とは、人間が適合すると思ったように（他人の権利を侵すことなく）財・サービスを使用する権利であり、このような権利を販売・交換する権利であるとみなされる。」(p.158)
A.A.Alchian (1965)	「財産権とは、私の意思に反して他人が資源の使用方法を選択することから身を守ることを意味している。」(p.130)
H.Demsetz (1967)	「財産権は自分自身や他人に便益をもたらしたり、害を与える権利を与える。」(p.31) 「財産権は人間がどのように便益を得たり害を被ったりするかを特定化し、ゆえに誰が誰に活動を修正してもらうために支払うべきかを決定する。」(p.32)
A. A. Alchian & W.R.Allen (1967)	「財産権とはある資源の使用に関する人々の意思決定が効果的であるという彼らの期待である。」(p.468) 「財産権は財産の権利ではなく、財産を使用する人々の権利であるということである。」(p.468)
E. G. Furubotn & S.Pejovich (1972)	「財産権は人間と物との関係に言及しているわけではない。それは物の存在から生じ、その使用に付随した人間の間で認められた行動関係に言及している。財産権の配分は物の観点から行動の規範を特定化する。」(p.1139) 「財産権はインセンティブと行動に影響を与える傾向にある。」(p.1139)
A. A. Alchian & W.R.Allen (1977)	「財産権は経済財の使用に対する人権 (human right) である。」(p.114)
J.Umbeck (1977)	「はっきりと財産権の概念を定義することは簡単ではない。これを理解するキーは排他性の概念の中に見いだせる。……。それほど重要ではないが、一般的に財産権の概念の中に含まれているのが譲渡性の概念である。」(p.197)
A.A.Alchian (1987)	「財産権とは経済財の使用を選択する権利であり、社会的に強制された権利である。」(p.1031 left)
D.W.Allen (1991)	「財産権とは単純には人間が財に対して選択を実行できる能力である。」(p.3)
Y.Barzel (1997)	「財産権は財産を使用し（そして排除し）、譲渡し、財産から所得を引き出す能力から構成される。排除する能力あるいは力は共有財産になることを阻止し、譲渡する能力と所得を引き出す能力によって交換からのゲインを実現可能にする。」(p.114)
H. Demsetz (1998)	「財産権とは、この権利の保有者が権利の言及する希少資源に対して行える社会的に受け入れられた使途である。（保有と所有の違いに注意せよ）」(p.144 right) 「すべての権利が財産権であるとみなされる必要はない。市民権、例えば投票権は抽象的に考えると、政治的なオプションを実行するための法的資格であり、このオプションを使う際の資源には言及していない。……。私がこのような区別をするのは、このエッセイでは希少資源の使用に焦点をあてたいからである。なぜ希少性か？なぜならば、資源が豊富であれば人々が望む使途を満足でき、コンフリクトが生じる可能性は低いからである。」(p.144 right)



のみ交換が成り立つときさえも存在する交換性である。」(Alchian & Allen (1967), pp.468-469)

- (12) 財産権の排他性を伴う使用方法は社会的に受け入れられた方法でなければならない。このためには、財産権は社会的に強制された権利でなければならない。

ここでいう排他性とは、「実行可能な使用法に制限を課すのではなくて、そのような使用法の中で選択するための排除権を割り当てること」(A. A. Alchian (1987), p.1031 right) を意味している。

### (2.3) 経済学における財産権の概念

経済学における財産権の概念にはいくつかの特徴がある。Allen (1998) と森村 (1995) は次のように指摘している。

「財産権に関する経済的な見解は相対的である。これは何が与えられるかではなくて、何を維持するかに焦点をあてている。財産権を維持することは選択可能な権利を保つことである。維持された財産権はホブスの自然権によく似ている。それは、‘自然状態で抑えきれない力が権利である’ というものである。」(Allen (1998), p.107)

「経済学的リバタリアンは財産権をもっぱら効率的な資源配分のための手段として考えていて、所有者の道徳的な権利とは考えてはいない。特にこのアプローチは、(市場経済における) 財産所有の現状を当然の前提とみならず一方で、最初の所有権の獲得に関心を示さない傾向がある。」(森村 (1995), p.21)

「これまで見てきた私的所有権の正当化論は、どれも個人の(広義の)道徳的権原に訴えかけるものだったが、最後にここで検討するのは、私的所有権を認めること

が効用 [= 欲求の満足] とか効率 [= 富の最大化, パレート改善, パレート最適] とかいった全体的・集合的な帰結の点で望ましいとする, 手段的・間接的な議論である。……。一般化正当化事由と財産権ルールとの関係は偶有的な事情—たとえば取引費用の高さなど—に左右される点が大いし, またその議論が常に私有財産を支持するとも限らない。それは財の公有や共有を支持することもある。」(森村 (1995), p.137, [ ] 内は筆者の追加による)

「帰結主義的な正当化論の中で今日特に重要なのは, 1960年代以降アメリカをはじめとして影響力を強めている「法の経済分析」のものである。それまでの帰結主義的なアプローチの典型といえる功利主義が効用という価値の最大化をめざしていたのに対して, 法の経済分析は効率という価値によって指導されている。」(森村 (1995), p.138)

「経済学的所有権論はアリストテレスの私有財産弁護の四つの根拠のうち第二のものを強調する。つまり財の私有がその有効利用につながると考えがちなのである。」(森村 (1995), p.140)

上の5つの引用文を要約してみよう。

- (13) 経済学では財産権の創造・確立の過程よりもその維持・強制の過程に関心が寄せられる傾向にある。
- (14) 経済学における財産権は, この所有者の道徳的な権利ではなくて効率的な資源配分的手段であるとみなされる。
- (15) 経済学では, 私的所有権が認められることで資源が効率的に配分されると考えられる。
- (16) 経済学における財産権はホブズの自然権の概念に似ている。それは自然状態で抑えきれない力が権利であるというものである(4節で述べるように, このように定義された財産権を経済的財産権という)。

#### (2.4) 財産権の取り決め方法と私的財産(権)システム

(2.2) では、財産権とは人間が希少性を有した資源(あるいは財産、経済財)を使用する権利であり、能力であると定義した。また、その特徴として、他人の勝手な使用を排除でき、譲渡でき、便益や所得をもたらす能力をもつことも指摘した。しかし、これらの特徴は、正確には財産権のうち私的財産権を意味したものである。他にも2つの財産(権)が存在する。それらは共有財産と共有財産でありながら競争状態に置かれていないものである。

また、財産権の取り決め方法と国家の政治的・経済的、社会的体制は密接な関係がある。なぜならば、「コミュニティに普及している財産権システムは、希少資源使用の観点から各個人の位置を定義する経済的・社会的関係の集合として叙述されうる」(Furubotn & Pejovich (1972); p.1139) からである。

Cheung (1992) は財産権の取り決め方法と3つの財産権に関して興味深い次のような指摘をしている。

「人類が知っている財産権の取り決めは3つしかない。1つは私的財産であって、使用の排他権を伴い、所得を受け取る権利と所有者が適合すると見た者にこれを譲渡する権利をもつ。対極にあるのが共有財産 (common property) である。……、もう1つは共有財産でありながら自由な競争にさらされないものである。」(Cheung (1992), pp.59-60)

もしも希少な財産が本当に共有されているならば、そのような財産が価値をもつ限り、競争者が登場し、我先にと共有財産を浪費し、結果としてそのような財産の価値はなくなってしまう。したがって、現実には共有されている財産は希少性をもたないか自由な競争にはさらされてはいないものということになる。後者のケースとして、Cheung (1992) は規制とライセンスによって競争をコントロールした場合と共産主義(あるいは社会主義)体制を採用している場合をあげている。

Alchian & Allen (1964) は、私的財産(権)システムを採用した体制を資

本主義とみなし、社会主義を次のように説明している。

「政府が使用や交換の選択に関して法的な制約を課する限り、社会主義が私的財産システム（資本主義）に取って代わる。社会主義は経済財とサービスの使用に関する意思決定が政府の政治過程によって実行されるシステムである。」(Alchian & Allen (1964), p.228)

しかし、資本主義体制をとる国家であっても政府が意思決定を行うこともある。私的財産とは何かという問題を考えることで、国家の政治的・経済的、社会的体制と財産権の取り決め方法についてまとめてみよう。

「私的財産権とは、人間が適合すると見たとおりに（他人にとっての権利をバイオレートをすることなく）、財・サービスを使う権利であり、このような権利を販売・交換する権利とみなされる。」(Alchian & Allen (1964), p.158)

「人間の労働サービスは彼自身の私的財産に含まれる。」(Alchian & Allen (1964), p.228)

「私的財産権のアイデアは私的財産とみなされた財の使用を他人に選択させない排他的な権限の配分として表現される。…。同じように、他人の権利も尊重されなければならない。」(Alchian (1965), p.130)

「私が私的財産権をもつということは、他の誰もその財の使用を選択する権利をもたないことを述べている。これが意味していることは、私が私的財産権と思われている財の使用を選択したとき、この選択があなたの財の物的属性に影響を与えてはならないということである。」(Alchian (1965), p.131)

「私的財産は、他人を傷つけない限り適合すると考えたように自分の財産を使用す

ることを意味してはいない。代わりに、それが意味していることは、他人の私的財産の物的な属性あるいは使用に影響を与えない限り、所有者が望むように財を使用する権利（あるいは権利を譲渡する権利）である。」(Alchian (1965), pp.131-132)

「私的財産権とは特定の人物に割り当てられた財産権であり、他の財に関する同様の権利と交換する際に譲渡可能なものである。」(Alchian (1987), p.1031 left)

「すべての資源が私的財産権によってうまくコントロールされるわけではない。空気、水、電磁の放射、ノイズ、景観がその例である。」(Alchian (1987), p.1033 left)

「経済が社会主義である程度は、国家が権利を保有する程度に依存している。」(Demsetz (1998), p.145 left)

上の引用文を説明を加えながらまとめてみよう。

- (17) 私的財産権はこの保有者が財・サービスを思った通りに使用することができる権利であり、他人に譲渡可能な権利である。使用方法と譲渡に関して全く制約がない。
- (18) 私的財産権は他人の保有する私的財産の物的な属性、その使用に影響を与えてはならない。つまり、財産権は相互に排他的であることをお互いに尊重しなければならない。
- (19) すべての資源（あるいは財・サービス）が私的財産権によって物理的にうまくコントロールされるわけではない。水や空気、ノイズ等は物理的にコントロールしにくい。
- (20) 水や空気のように希少性をもたない資源も私的財産権によってコントロールされない。
- (21) 道徳的・倫理的な理由から私的財産権によってコントロールできない資源も存在する。例えば、人間の労働サービスは私的財産に含まれるが、人間そ

のものは含まれない。

- (22) すべての資源が私的財産権によってうまくコントロールされるわけではないので、国家が財産権を保有する事態が生まれる。このような財産は希少性をもたないものか、希少性はあるが道徳的・倫理的な理由から自由な競争状態に置けないものである。
- (23) 資本主義であっても国家が財産権を保有する事態はありえる。したがって、社会主義（あるいは共産主義）はかなりの程度の財産権が国家によって保有されている体制であるといえる。

## (2.5) 2節のまとめ

2節では1920年代のオール・オア・ナッシングの財産権理論から現在に至る財産権理論をサベイし、財産権の定義の特徴についてまとめた。上の(1)から(23)の引用文のまとめをさらに整理すると、以下のような結論を得る。

- (a) 経済学では財産権の維持・強制の過程に関心が寄せられ、財産権は効率的な資源配分の手段であるとみなされる傾向にある。
- (b) 経済学における財産権の概念は“自然状態で抑えきれない力が権利である”というホブスの自然権の概念に似ている。
- (c) Knight (1924), Gordon (1954), Coase (1959) (1960) の分析には財産権の概念が背景にあるとみなされるが、財産権という用語が明示的に記されているわけではない。それが明示的に記されたのは Alchian & Allen (1964) である。ここで、すでに財産権の排他性が強調されている。
- (d) その後の経済学における文献には、財産権の定義や特徴に関するいくつかの記述が見られたが、現在、財産権の定義は次のようなものに一致している。財産権とは、人間が希少性を有した資源を自由に使用して所得を稼ぎ出す権利であり、排他性と譲渡性が社会的に強制された権利である。ただし、正確にはこのような財産権の定義は私的財産権に関するものである。
- (e) 希少性を有しない資源や、希少性を有するものの道徳的・倫理的に自由な

競争状態に置けない資源が存在する。これらの資源に関して私的財産権が創造されることはない。

- (f) 社会主義(あるいは共産主義)体制ではかなりの程度の財産権が国家によって保有されているといえる。

(次号に続く)